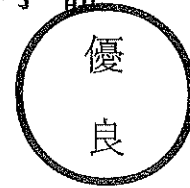


産業廃棄物処分業許可証

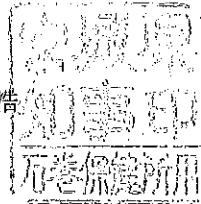
住 所 宮城県東松島市大塩字五台23番地2
 氏 名 株式会社木村土建
 代表取締役 木村 浩章

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成29年2月17日
 許可の有効年月日 平成36年2月16日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処分-焼却, 破碎, 破碎(移動式), 圧縮固化, 溶融固化, 造粒固化, 圧縮梱包, 造粒固化(移動式)

産業廃棄物の種類

- (1) 中間処分(焼却)
 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ 以上5種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)
- (2) 中間処分(破碎)
 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, がれき類 以上5種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)
- (3) 中間処分(破碎(移動式))
 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, がれき類 以上5種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)
- (4) 中間処分(圧縮固化)
 廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず 以上3種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)
- (5) 中間処分(溶融固化)
 廃プラスチック類 以上1種類
 (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- (6) 中間処分(造粒固化)
 汚泥, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上2種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)
- (7) 中間処分(圧縮梱包)
 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず 以上5種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)
- (8) 中間処分(造粒固化(移動式))
 汚泥, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上2種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)
- (9) 中間処分(破碎)
 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上2種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以下余白)

複写無効

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分—焼却施設
設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪62番1、32番8、63番
許可年月日 平成20年3月18日
設置年月日 平成9年9月17日
許可番号 10-21-0
処理能力 廃プラスチック類 9.97トン/日(0.906トン/時間 11時間稼働)
紙くず 21.47トン/日(1.952トン/時間 11時間稼働)
木くず 21.14トン/日(1.922トン/時間 11時間稼働)
繊維くず 21トン/日(1.909トン/時間 11時間稼働)
動植物性残さ 20.36トン/日(1.851トン/時間 11時間稼働)

施設の種類 中間処分—破碎施設
設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪33番1、33番2、63番
許可年月日 平成13年2月1日
設置年月日 平成7年2月2日
許可番号 08-31-0
処理能力 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 800トン/日(100トン/時間 8時間稼働)
がれき類 800トン/日(100トン/時間 8時間稼働)

施設の種類 中間処分—破碎施設
設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪62番1、63番
設置年月日 平成7年2月2日
処理能力 金属くず 19.8トン/日(2.48トン/時間 8時間稼働)

施設の種類 中間処分—破碎施設
設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪32番7
設置年月日 平成11年8月10日
処理能力 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)
16トン/日(2トン/時間 8時間稼働)

施設の種類 中間処分—破碎施設
設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪32番3、36番2
許可年月日 平成16年2月13日
設置年月日 平成16年2月18日
許可番号 08-11-0
処理能力 木くず 64トン/日(8トン/時間 8時間稼働)

施設の種類 中間処分—破碎施設
設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪32番9
許可年月日 平成19年3月29日
設置年月日 平成19年4月2日
許可番号 08-17-0
処理能力 廃プラスチック類 19.2トン/日(2.4トン/時間 8時間稼働)
紙くず 19.2トン/日(2.4トン/時間 8時間稼働)
繊維くず 13.6トン/日(1.7トン/時間 8時間稼働)

施設の種類 中間処分—圧縮固化施設
設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪32番9
設置年月日 平成19年4月2日
処理能力 廃プラスチック類 19.2トン/日(2.4トン/時間 8時間稼働)
紙くず 19.2トン/日(2.4トン/時間 8時間稼働)
繊維くず 13.6トン/日(1.7トン/時間 8時間稼働)

複写無効



施設の種類 中間処分—破碎施設（移動式）
 設置場所 処理の実施場所：仙台市を除く宮城県内一円（排出事業場内に限る）
 駐機場：宮城県東松島市大塩字荻窪32-4
 許可年月日 平成24年7月19日
 設置年月日 平成24年7月24日
 許可番号 08-56-0
 処理能力 廃プラスチック類 109.04トン/日（13.63トン/時間 8時間稼働）
 紙くず 93.44トン/日（11.68トン/時間 8時間稼働）
 木くず 171.28トン/日（21.41トン/時間 8時間稼働）
 繊維くず 37.36トン/日（4.67トン/時間 8時間稼働）

施設の種類 中間処分—破碎施設（移動式）
 設置場所 処理の実施場所：仙台市を除く宮城県内一円（排出事業場内に限る）
 駐機場：宮城県東松島市大塩字荻窪32-2
 許可年月日 平成24年7月19日
 設置年月日 平成24年7月24日
 許可番号 08-57-0
 処理能力 がれき類 560トン/日（70トン/時間 8時間稼働）

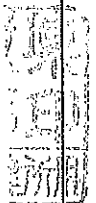
施設の種類 中間処分—溶融固化施設
 設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪32番6
 設置年月日 平成25年8月3日
 処理能力 廃プラスチック類 0.186トン/日（0.0233トン/時間 8時間稼働）

施設の種類 中間処分—造粒固化施設
 設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪62番1
 設置年月日 平成25年8月3日
 処理能力 汚泥 16トン/日（2トン/時間 8時間稼働）
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 4トン/日（0.5トン/時間 8時間稼働）

施設の種類 中間処分—破碎施設
 設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪32番4
 許可年月日 平成27年2月16日
 設置年月日 平成27年2月17日
 許可番号 08-78-0
 処理能力 廃プラスチック類 109.04トン/日（13.63トン/時間 8時間稼働）
 紙くず 93.44トン/日（11.68トン/時間 8時間稼働）
 木くず 171.28トン/日（21.41トン/時間 8時間稼働）
 繊維くず 37.36トン/日（4.67トン/時間 8時間稼働）

施設の種類 中間処分—破碎施設
 設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪32番7
 設置年月日 平成27年4月16日
 処理能力 金属くず 3.264トン/日（0.408トン/時間 8時間稼働）
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 3.264トン/日（0.408トン/時間 8時間稼働）

施設の種類 中間処分—圧縮梱包施設
 設置場所 宮城県東松島市大塩字荻窪32番9
 設置年月日 平成27年4月16日
 処理能力 廃プラスチック類 3.85トン/日（0.485トン/時間 8時間稼働）
 紙くず 4.75トン/日（0.595トン/時間 8時間稼働）
 木くず 5.75トン/日（0.72トン/時間 8時間稼働）
 繊維くず 4.05トン/日（0.51トン/時間 8時間稼働）
 金属くず 3.8トン/日（0.48トン/時間 8時間稼働）



複写無効

施設の種類 中間処分一造粒固化施設（移動式）
設置場所 処理の実施場所：仙台市を除く宮城県内一円（排出事業場内に限る）
駐機場：宮城県東松島市大塩字荻窪 32-2
設置年月日 平成28年 6月29日
処理能力 汚泥 168トン/日（21トン/時間 8時間稼働）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 168トン/日（21トン/時間 8時間稼働）

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成7年 2月17日許可
平成12年 2月17日更新許可
平成17年 2月17日更新許可
平成19年 4月19日変更許可「中間処分一破碎（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず）及び中間処分一圧縮固化（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず）」の追加
平成20年 3月27日変更許可「中間処分一焼却（廃プラスチック類）」の追加
平成22年 2月17日更新許可
平成24年 9月28日変更届「移動式破碎施設」の追加に伴い許可証書換え
平成25年 9月10日変更許可「中間処分一溶融固化（廃プラスチック類）及び中間処分一造粒固化（汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）」の追加
平成26年10月28日優良基準適合確認
平成27年 3月 3日変更届「破碎施設」の追加に伴う許可証書換え
平成27年 7月21日変更届「破碎施設」の追加に伴う許可証書換え
平成27年 7月21日変更許可「中間処分一圧縮梱包（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず）」の追加
平成28年 7月25日変更届「移動式造粒固化施設」の追加に伴う許可証書換え
平成29年 2月17日更新許可
平成29年10月20日変更届「水銀使用製品産業廃棄物を含む。」の追加に伴う許可証書換え

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有[○]・無[＝]

複写無効